

千葉市中央区少年軟式野球連盟規約

第一章 名称及び事務局

第1条 千葉市中央区少年軟式野球連盟(以下「本連盟」と称す。

第2条 本連盟の事務局は千葉市内に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 本連盟は千葉市中央区に於ける少年軟式野球チーム諸団体の理解と親睦を深めると共に少年野球の健全なる発展振興を図り少年の健全育成に資することを目的とする。

第4条 本連盟は千葉市少年軟式野球協会に加盟し共同体としてその発展に寄与する。

第5条 本連盟は第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1・相互の親睦融和をはかる
- 2・少年軟式野球団体の育成強化をはかる
- 3・少年リーダーの養成と指導者の育成と研修
- 4・関係団体との連繋
- 5・各種野球大会、選手練成の企画実施
- 6・その他目的達成に必要な事項

第三章 組織及び構成

第6条 本連盟の主旨に賛同する千葉市に住居する小学校1年生以上6年生迄の少年で編成された少年軟式野球団体(指導者)で組織する。

第7条 本連盟は次の機関を置き、業務分掌により第5条の事業を行う。

理事長、事務局、会計、審判部、但し会長が必要と認めたときはその他の委員会を置くことができる。

第四章 加盟及び脱退

第8条 本連盟に加盟しようとする団体及び脱退しようとする団体は理事会の承認を得て加盟、脱退することができる。

第9条 加盟団体は本規約を遵守すること。

第10条 加盟団体は毎年度頭初に連盟所定の用紙により登録すること。

第11条 加盟団体等で本規約に違反したとき又はアマチュア規定に違反した場合は、理事会の決議により除名することもある。

第五章 役員

第12条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名以内、監査2名、理事長1名、副理事長2名、理事若干名
事務局長1名、事務局次長2名、会計部長1名、会計次長1名、ユニット長若干名
大会委員長1名、大会副委員長若干名 審判部長1名、副審判部長若干名、
常任審判員若干名

第13条 会長、副会長、理事長、事務局長、監査は総会において選出する。

第14条 理事は加盟団体より推薦された1名とする。

但し、必要と認める場合は会長の推挙により理事会の承認を得て若干名の理事を委託することができる。

第15条 審判部長、副審判部長、副理事長、事務局次長、会計部長、会計次長、大会委員長は理事会において選出し、会長が委託する。

第16条 役員任期は2年とする。但し定例総会の日までとする。

尚、再任を妨げない。補欠による役員任期は前者の残任期間とする。

第17条 会長は中央区連盟を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行し、かねて各部の職務に参与する。

第18条 監査は本連盟の会計及び会務を監査し、これを総会に報告し要すればその他の会議に於いて報告し、又意見を述べる事が出来る。

第19条 理事長は運営上必要事項及び諸団体動向を掌握し、本連盟の業務を円滑に推進するため、各部局の連携を蜜にすると共に適切な指示を与えるのとする。

第20条 事務局長は会長の指示を受け、理事長と共に会務の推進、各部の連絡調整、その他連盟の運営全般業務を遂行する。

第21条 会計は毎年収支決算を行い決算報告書及び予算案を作成し、定時総会の於いてこれを報告し承認を求めなければならない。

第22条 審判部長は審判部を構成し審判業務に当たり、諸大会及び事業の運営にあたる。

第22条の1 大会委員長は各種大会を運営し、審判部と連携をとり、諸大会及び事業の運営にあたる

第六章 名誉会長、顧問及び相談役

愛23条 本連盟は必要に応じ名誉会長、顧問及び相談役を置くことが出来る。

- 1、名誉会長、顧問、相談役は会長の推薦により理事会の承認を得て会長が委託する。
- 2、名誉会長、顧問、相談役は会長の諮問に応じる。

第七章 会 議

第24条 本連盟の会議は総会、理事会、役員会として会長これを招集する。

第25条 定時総会は毎年2月とし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- 1、総会の議長は総会に於いて選出する。その他の会議は理事長が議長となる。
- 2、総会は代議員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって成立する。
賛否同数の場合は議長これを決する。

但し、委任状をもって出席とみなすことが出来る。

- 3、代議員は加盟団体の代表者及び指導者の3名とし年度頭初に登録する。

第26条 理事会は会長の命を得て理事長が招集し議長となり会務の執行に必要な事項を審議執行する。

第27条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、会計部長、会計次長、大会委員長、大会副委員長、審判部長、副審判部長をもって組織し、本連盟会務執行の基本を審議し又は決議することが出来る。

第八章 会 計

第28条 本連盟の経費は次に掲げるものをもってこれに当てる。

- 1、加盟団体の分担金
- 2、寄付金
- 3、その他

第29条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第30条 本連盟の予算は総会の承認を得て定め決算は会計年度終了後に監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第九章 規約お改正及び細則

第31条 本規約は総会の議を経なければ改正することは出来ない。

第32条 本連盟の規約の施行に関し、必要な細則は理事会の決議を経て別に之を定める。

第十章 附 則

第33条 1、本規約は平成5年7月11日制定し同日施行する。

2、本規約は第4条の一部を改定 平成11年2月14日制定し同日施行する。

3、本規約は第12条の一部を改定 平成11年2月14日制定し同日施行する。

4、本規約は第12、15、16条の一部を改定 平成17年2月13日制定し同日施行する。

5、本規約は第12、15、16、27条の一部を改定、第22条1項を追記 平成19年2月11日制定し同日施行する。

6、本規約は第2条の一部改定、第12条1部改定、追記、第27条一部追記改定 平成25年2月11日制定し同日施行する。

7、本規約は第12条の一部を改定 令和7年2月11日制定し同日施行する。